

令和4年3月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市有功者を定めることについて
- 3 茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市個人情報保護条例の一部改正について
- 6 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 7 茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 8 茨木市文化・子育て複合施設条例の制定について
- 9 茨木市立子育て支援総合センター条例の一部改正について
- 10 茨木市保健医療センター条例の一部改正について
- 11 茨木市都市公園条例の一部改正について
- 12 茨木市立障害者就労支援センター条例の一部改正について
- 13 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 14 茨木市手数料条例の一部改正について
- 15 茨木市下水道条例及び茨木市水道事業給水条例の一部改正について
- 16 茨木市青少年の健全育成に関する条例の一部改正について
- 17 茨木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 18 茨木市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 19 茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
- 20 茨木市市民活動センターの指定管理者の指定の期間の変更について

- 21 茨木市福祉文化会館及び茨木市市民総合センターの指定管理者の指定の期間の変更について
- 22 茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの指定管理者の指定の期間の変更について
- 23 町の区域及び名称の変更について
- 24 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 25 金融機関の指定について
- 26 不動産（土地）取得について（中学校給食センター整備・運営用地）
- 27 令和3年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第11号）
- 28 令和3年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 29 令和3年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 30 令和3年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 31 令和3年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 32 令和3年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）
- 33 令和3年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 34 令和4年度大阪府茨木市一般会計予算
- 35 令和4年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 36 令和4年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 37 令和4年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 38 令和4年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 39 令和4年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 40 令和4年度大阪府茨木市水道事業会計予算

議案第 7 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	【人事課】
<p>○ 現委員 <small>たけ うち ゆ き こ</small> 武内 由紀子</p> <p>○ 任 期 令和4年3月31日任期満了 初就任 平成22年4月1日就任 3期目（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p>		
議案第 8 号	茨木市有功者を定めることについて	【秘書課】
<p>○ 茨木市有功者表彰条例第2条第1項第3号の規定に基づく提案</p> <p>○ 前監査委員 <small>み た のり あき</small> 美田 憲明</p> <p>○ 在任期間 平成18年2月19日～令和4年2月18日（16年） <代表監査委員歴：平成18年2月19日～令和4年2月18日></p>		

議案第9号	茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	【人事課】
-------	----------------------------	-------

- 人事院規則の改正に伴う所要の改正
- ・ 改正内容
 - ① 任命権者への支援措置の義務付け
 - ・ 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認
 - ・ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備
 - ② 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を削除
 - ・ 施行日 令和4年4月1日

議案第10号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について	【人事課】
--------	-----------------------------	-------

- 非常勤職員の職の追加等を行うための所要の改正
- ・ 改正内容
 - ① 新たに追加する非常勤職員の職及び報酬額
 - ・ 審査会の委員等
 - ア 誘致病院事業者候補者選定委員会委員 日額 9,000円
 - イ JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画協議会委員 日額 9,000円
 - ウ 学校運営協議会委員 日額 1,000円
 - ・ 選挙関係（規定時間の半分の支給区分を追加）
 - エ 投票所の投票管理者 日額 8,000円
 - オ 期日前投票所の投票管理者 日額 7,100円
 - ② 非常勤嘱託員等の報酬額の改定
 - カ 学校医（現行）月額 26,900円 →（改正後）月額 28,900円
 - キ 学校歯科医（現行）月額 25,500円 →（改正後）月額 27,200円
 - ク 学校薬剤師（現行）月額 15,400円 →（改正後）月額 16,500円
 - ③ 非常勤嘱託員等の名称変更
 - ケ 「教育センター就学指導医」を「就学指導医」に改める。
 - コ 「教育センター就学相談アドバイザー」を「就学相談アドバイザー」に改める。
 - ④ 廃止する非常勤職員の職
 - サ 病院誘致あり方検討委員会委員
 - シ 市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会委員
 - ス 肢体不自由学級内科医
 - セ 肢体不自由学級小児科医
 - ソ 肢体不自由学級整形外科医
 - ・ 施行日 令和4年4月1日

議案第 11 号	茨木市個人情報保護条例の一部改正について	【法務コンプライアンス課】
<p>○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」が、「個人情報保護法」に統合されることに伴う引用法律の名称・条項番号の変更 ① 「個人識別符号」の定義において引用する法律の変更 <ul style="list-style-type: none"> (現 行) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項」 (改正後) 「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項」 ② 「独立行政法人等」の定義において引用する法律の変更 <ul style="list-style-type: none"> (現 行) 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項」 (改正後) 「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」 ・ 施行日 令和 4 年 4 月 1 日 		
議案第 12 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について	【市街地新生課・医療政策課等】
<p>○ 附属機関の新設等を行うための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに設置する附属機関 <ul style="list-style-type: none"> ① 誘致病院事業者候補者選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当事務 誘致する病院の整備及び運営を行う事業者の候補者の選定、選定方法その他選定に関する事項についての審査審議に関する事務 ・ 構 成 員 7 人以内 (学識経験者、関係団体から推薦された者) ・ 任 期 諮問に係る審査が終了した日まで ② J R 茨木駅西口駅前周辺整備基本計画協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当事務 J R 茨木駅西口駅前周辺整備基本計画に関する事項についての協議に関する事務 ・ 構 成 員 1 4 人以内 (市民、学識経験者、関係団体から推薦された者) ・ 任 期 1 年 (2) 廃止する附属機関 <ul style="list-style-type: none"> ③ 病院誘致あり方検討委員会 ④ 市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会 ・ 施行日 令和 4 年 4 月 1 日 		

○ 行政手続のオンライン化を推進するに当たり必要な事項等を定めるための条例の制定

・ 目的

情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項等を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることで、市民生活の向上に寄与する。

・ 主な制定内容

① オンラインによる手続等

- ・ 条例等に書面等により行うことが規定されている申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等については、オンラインにより行うことができる旨を規定

② 添付書面等の省略

- ・ 個人番号カードの利用その他の措置により、情報を入手・参照できる場合は、添付書面等を要しない旨を規定

③ 情報システムの整備

- ・ オンライン手続に係る情報システムを計画的に整備し、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずることに加え、手続等の事務の簡素化・合理化等の見直しに努める旨を規定

④ 利用のための技能の向上又は利用の機会の確保

- ・ 全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、利用のための技能の向上又は利用の機会の確保を図るために必要な施策を講ずるよう努める旨を規定

⑤ オンラインによる手続等に関する状況の公表

- ・ 毎年度、行政手続等における情報通信技術の利用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により概要を公表する旨を規定

・ 施行日 公布の日

○ 市民会館跡地エリアに文化・子育て複合施設を開館し運営するための条例の制定

・ 主な制定内容

① 新施設の設置目的

文化教養、子育て、市民公益活動の拠点を複合し、各機能の連携を行うことで、人が集い活動が生まれる場を育むことにより、市民一人ひとりが豊かさや幸せを感じられる暮らしの実現に寄与する。

② 施設の名称及び所在地

名 称 茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」

所在地 茨木市駅前三丁目 9 番 45 号

③ 施設に入る機能及び設置目的等

ア 文化ホール（大ホール及び多目的ホール）

イ 多目的室等

ウ こども支援センター及び屋内こども広場

エ 図書館

オ 市民活動センター

カ プラネタリウム

④ 各機能における指定管理者制度に係る事項（こども支援センター及び図書館を除く）

⑤ 施設利用及び利用料金に係る事項

・ 施 行 日 規則で定める日

議案第 15 号	茨木市立子育て支援総合センター条例の一部改正について	【子育て支援課】
<p>○ 子育て支援総合センターを文化・子育て複合施設に移設するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 条例の名称を「茨木市立こども支援センター条例」に改める旨を規定 ② 所在地を「茨木市東中条町 2 番 13 号」から「茨木市駅前三丁目 9 番 45 号」に変更 ③ こども支援センターで実施する事業を規定 <ul style="list-style-type: none"> ア 妊産婦及び乳幼児の健康診査及び保健指導 イ 各種予防接種 ウ 妊産婦及び乳幼児の健康教育及び健康に関する相談 ④ 利用料等の上限を廃止 ・ 施 行 日 規則で定める日 		
議案第 16 号	茨木市保健医療センター条例の一部改正について	【子育て支援課】
<p>○ 児童発達支援事業を保健医療センターで実施するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① こども健康センター条例の廃止に伴い、保健医療センターで実施する事業に、児童発達支援事業（すくすく親子教室）を追加 ② 児童発達支援事業の利用者及び利用料等を規定 ・ 施 行 日 規則で定める日 		

議案第 17 号	茨木市都市公園条例の一部改正について	【公園緑地課・市民会館跡地活用推進課】
<p>○ 中央公園南広場の新設に伴い、効率的・効果的な公園の管理運営を行うための所要の改正</p> <p>・主な改正内容</p> <p>中央公園南広場の開設に合わせ、指定管理者制度の導入や、都市公園における行為許可の見直し等を規定</p> <p>①公園面積の2%以内としている公園に設置できる建築物の面積（建ぺい率）について、公募設置の対象となる公園においては12%以内とする旨を規定</p> <p>②中央公園南広場における、指定管理者が行う業務及び指定管理者の指定の申請に係る手続き等を規定</p> <p>③公園内における物品販売等の行為について、許可を受けることで実施できる旨や、その際の使用料等を規定</p> <p>④中央公園南広場（芝生広場）の利用料金を設定</p> <p>・施行日</p> <p>① 令和4年 4月1日</p> <p>②③④ 令和5年11月1日</p>		
議案第 18 号	茨木市立障害者就労支援センター条例の一部改正について	【障害福祉課】
<p>○ 障害者の就労支援等を目的として、実施事業の範囲を見直すための所要の改正</p> <p>・改正内容</p> <p>障害者就労支援センターかしの木園で実施する事業に、現行の「就労継続支援事業」に加え「就労移行支援事業」を追加</p> <p>・施行日 令和5年4月1日</p>		

議案第 19 号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について	【保険年金課】
<p>○ 国民健康保険法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 未就学児の保険料に係る軽減制度の創設 未就学児の保険料に係る均等割額について、その 5 割を軽減 ② 条例で引用している法施行令の改正に伴う賦課限度額の改定 <ul style="list-style-type: none"> ア 基礎賦課限度額の引上げ (現行) 63 万円 → (改正後) 65 万円 イ 後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ (現行) 19 万円 → (改正後) 20 万円 ・ 施行日 令和 4 年 4 月 1 日 		
議案第 20 号	茨木市手数料条例の一部改正について	【居住政策課】
<p>○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 管理計画認定制度の創設に伴い、基準を満たすマンションの管理に関する計画の認定、更新、変更の認定等に要する手数料を規定 ・ 施行日 令和 4 年 4 月 1 日 		

議案第 21 号	茨木市下水道条例及び茨木市水道事業給水条例の一部改正について 【下水道総務課・水道部営業課】
<p>○ 地方自治法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 公金収入の運用等について、指定納付受託者制度が導入されたことに伴い、料金等の徴収方法に係る規定に「その他の方法」を追加 〈対象条例〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市下水道条例 ・ 茨木市水道事業給水条例 ・ 施行日 公布の日 	
議案第 22 号	茨木市青少年の健全育成に関する条例の一部改正について 【社会教育振興課】
<p>○ 民法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 成年となる年齢及び女性の婚姻年齢がそれぞれ 18 歳に改正されるため、青少年の定義に関する規定から、「婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く」の文言を削除 ・ 施行日 令和 4 年 4 月 1 日 	

○ 国における非常勤消防団員の報酬等の基準の策定等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

① 消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬を改定及び出勤報酬を新設

- ・ 年額報酬の改定
部 長 37,200円 → 38,000円
班 長 32,400円 → 37,000円
団 員 25,800円 → 36,500円
- ・ 出勤報酬の新設
災 害 1日につき8,000円
ただし、活動が4時間に満たない場合は4,000円
警 戒 1日につき3,500円
訓練等 1日につき3,500円

② 団員の身分を保持したまま団員としての活動を一定期間行わないことができる休団制度を新設

- ・ 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲で消防団活動を休止することができる旨を規定
- ・ 団員は、休団しようとするとき及び休団から復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を得る旨を規定
- ・ 団員の休団期間中は報酬を支給しない旨を規定
- ・ 休団期間中においては、団長の招集による職務の従事や、10日以上居住地を離れる場合の届出について適用しない旨を規定

- ・ 施行日 令和4年4月1日

議案第 24 号	茨木市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	【消防本部総務課】
<p>○ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 公務災害補償等を担保とした貸付事業が廃止されることに伴い、消防団員の損害補償に係る規定の一部を削除 ・ 施行日 令和4年4月1日 		
議案第 25 号	茨木市消防関係手数料条例の一部改正について	【消防本部予防課】
<p>○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において、標準となる事務費が見直されたことに伴う関係手数料の改正 <ul style="list-style-type: none"> ① 販売契約数1万戸以上の液化石油ガス販売事業が保安確保機器設置等の基準適合認定手数料を改定（110,000円→98,000円） ② 液化石油ガス貯蔵施設及び特定供給施設における位置・構造・設備（装置）の変更に係る許可手数料単価を改定（17,000円→15,000円） ・ 施行日 令和4年4月1日 		

議案第 26 号	茨木市市民活動センターの指定管理者の指定の期間の変更について <div style="text-align: right;">【市民協働推進課】</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 ○ 指定管理者 ○ 指定の期間 ○ 変更理由 	<p>茨木市市民活動センター</p> <p>茨木市駅前四丁目 6 番 1 6 号クリエイトセンター内 茨木市市民活動センター内 特定非営利活動法人 いばらき市民活動推進ネット</p> <p>(変更前) 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日 (5 年間) (変更後) 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (5 年 7 か月間)</p> <p>市民会館跡地エリアに設置する「文化・子育て複合施設」への移転時期が令和 5 年 1 1 月の予定となったため</p>
議案第 27 号	茨木市福祉文化会館及び茨木市市民総合センターの指定管理者の指定の期間の変更について <div style="text-align: right;">【文化振興課】</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 ○ 指定管理者 ○ 指定の期間 ○ 変更理由 	<p>茨木市福祉文化会館</p> <p>茨木市駅前四丁目 6 番 1 6 号 公益財団法人 茨木市文化振興財団</p> <p>(変更前) 平成 3 1 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日 (4 年間) (変更後) 平成 3 1 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 3 1 日 (5 年 2 か月間)</p> <p>市民会館跡地エリアに設置する「文化・子育て複合施設」の大ホール的一般供用開始時期が令和 6 年 6 月の予定となったため</p>

議案第 28 号	茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの指定管理者の指定の期間の変更について 【子育て支援課】
○ 施設の名称	茨木市こども健康センター
○ 指定管理者	茨木市春日三丁目 1 3 番 5 号
	一般財団法人 茨木市保健医療センター
○ 指定の期間	(変更前) 平成 3 1 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日 (4 年間)
	(変更後) 平成 3 1 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (4 年 7 か月間)
○ 変更理由	市民会館跡地エリアに設置する「文化・子育て複合施設」への移転時期が令和 5 年 1 1 月の予定となったため
議案第 29 号	町の区域及び名称の変更について 25頁参照 【都市政策課】
○ 地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づく、町の区域及び名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の変更 南目垣二丁目と南目垣三丁目の境界を変更 ・ 名称の変更 中河原町 「なかかはらちょう」⇒「なかがわらちょう」に変更

議案第 30 号	都市公園を設置すべき区域の決定について	26頁参照 【北部整備推進課】						
<p>○ 茨木市大字生保他の一部を都市公園（仮称）安威川ダム公園の区域とするため、都市公園法第 3 3 条第 5 項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>・内容等</p> <table data-bbox="189 465 858 584"> <tr> <td>名 称</td> <td>都市公園（仮称）安威川ダム公園</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>茨木市大字生保 1 番 1 他</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td>総合公園</td> </tr> </table>			名 称	都市公園（仮称）安威川ダム公園	区 域	茨木市大字生保 1 番 1 他	種 別	総合公園
名 称	都市公園（仮称）安威川ダム公園							
区 域	茨木市大字生保 1 番 1 他							
種 別	総合公園							
議案第 31 号	金融機関の指定について	【会計室】						
<p>○ 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度 株式会社 三井住友銀行 ・令和 5 年度 株式会社 りそな銀行 								
議案第 32 号	不動産（土地）取得について（中学校給食センター整備・運営用地）	27 頁参照 【学務課】						
<p>○ 取得の金額 1, 4 4 5, 0 7 0, 3 6 9 円</p> <p>○ 取得の相手方 茨木市土地開発公社</p> <p>○ 取得予定日 議決の日</p> <p>○ 取得の物件</p> <table data-bbox="440 1711 1182 1830"> <tr> <td>所在地</td> <td>茨木市彩都はなだ一丁目 2 番 3 号 他 2 筆</td> </tr> <tr> <td>地 目</td> <td>宅地</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>1 7, 6 8 7. 3 9 m²</td> </tr> </table>			所在地	茨木市彩都はなだ一丁目 2 番 3 号 他 2 筆	地 目	宅地	面 積	1 7, 6 8 7. 3 9 m ²
所在地	茨木市彩都はなだ一丁目 2 番 3 号 他 2 筆							
地 目	宅地							
面 積	1 7, 6 8 7. 3 9 m ²							

○ 補正額 40,919 千円（補正後 115,046,942 千円 - 補正前 115,006,023 千円）

（歳 入）

・市税	1,360,000 千円	・交通安全対策特別交付金	2,000 千円
・地方譲与税	30,000 千円	・分担金及び負担金	1,698 千円
・利子割交付金	△10,000 千円	・使用料及び手数料	△86,923 千円
・配当割交付金	130,000 千円	・国庫支出金	362,454 千円
・株式等譲渡所得割交付金	230,000 千円	・府支出金	△87,728 千円
・法人事業税交付金	110,000 千円	・財産収入	85,649 千円
・地方消費税交付金	340,000 千円	・寄附金	158,301 千円
・ゴルフ場利用税交付金	10,000 千円	・繰入金	△1,514,397 千円
・環境性能割交付金	20,000 千円	・諸収入	107,499 千円
・地方特例交付金	49,280 千円	・市債	△1,837,300 千円
・地方交付税	580,386 千円		

（歳 出）

・人件費	△21,829 千円		
・物件費	△96,639 千円		
・扶助費	△389,822 千円		
・補助費等	255,368 千円		
・投資的経費	△559,326 千円		
・その他の経費	853,167 千円		
・継続費補正			
（変更）庁舎営繕事業			年割額変更
（変更）西河原公園南グラウンド等整備事業			年割額変更
（変更）環境衛生センター営繕事業（基幹的設備改良工事）			年割額変更
（変更）JR総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線）（その2）	△37,238 千円	総額	・年割額変更
（変更）橋梁新設改良事業（あけぼの橋）			年割額変更
・繰越明許費補正			
（追加）住民基本台帳システム改修事業	7,524 千円		
（追加）市民総合センター空調設備改修事業	33,407 千円		
（追加）西河原市民プール改修事業	2,162 千円		
（追加）西河原公園南グラウンド等整備事業	28,768 千円		
（追加）地域密着型介護施設整備補助事業	203,840 千円		
（追加）子育て世帯臨時特別給付金支給事業	90,658 千円		
（追加）保健医療センター空調設備改修事業	15,070 千円		
（追加）新型コロナウイルスワクチン予防接種事業（その3）	10,000 千円		
（追加）橋梁維持事業	33,000 千円		
（追加）空家活用支援補助事業	2,000 千円		
（追加）安威川ダム周辺整備事業	60,180 千円		
（追加）自転車駐車場改修事業（自転車ラック等改修）	53,695 千円		
（追加）小学校維持管理事業（屋上防水改修）	22,220 千円		
（追加）小学校営繕事業（トイレ改修）	229,300 千円		
（追加）小学校営繕事業（外壁・屋上防水改修）	203,300 千円		
（追加）小学校営繕事業（外周塀改修）	165,400 千円		
（追加）中学校営繕事業（トイレ改修）	138,500 千円		
（追加）中学校営繕事業（外壁・屋上防水改修）	125,700 千円		
（追加）中学校営繕事業（外周塀改修）	25,700 千円		
（追加）中学校維持補修事業（プール改修）	55,374 千円		
（追加）幼稚園営繕事業（沢池幼稚園改修）	161,805 千円		
（追加）小学校区公民館改修事業（空調改修）	7,364 千円		
（追加）公民館営繕事業（エレベーター改修）	36,432 千円		
（追加）青少年野外活動センター改修事業	16,995 千円		
・債務負担行為補正			
（変更）市民会館跡地エリア整備事業	520,000 千円		限度額変更
（変更）市民活動センター指定管理料	9,000 千円		期間・限度額変更
（変更）福祉文化会館・市民総合センター指定管理料	70,000 千円		期間・限度額変更
（変更）保健医療センター及びこども健康センター指定管理料			期間変更
（変更）私立保育所等建設補助事業	105,785 千円		限度額変更
（変更）私立保育所等建設補助事業（その2）	47,998 千円		限度額変更
（変更）安威川ダム周辺整備事業	30,000 千円		限度額変更
（変更）安威川ダム周辺整備事業（モニタリング支援事業）	4,183 千円		限度額変更

議案第 34 号	令和 3 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 6,517 千円 (補正後 5,080,463 千円 - 補正前 5,073,946 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・財産収入	6,517 千円	・諸支出金	5,214 千円
		・繰出金	1,303 千円
議案第 35 号	令和 3 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 691,263 千円 (補正後 27,793,569 千円 - 補正前 27,102,306 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・国庫支出金	72,148 千円	・総務費	△14,042 千円
・府支出金	692,845 千円	・保険給付費	713,331 千円
・繰入金	△99,542 千円	・保健事業費	△20,286 千円
・繰越金	25,812 千円	・諸支出金	12,260 千円
議案第 36 号	令和 3 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 11,480 千円 (補正後 4,421,835 千円 - 補正前 4,410,355 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・後期高齢者医療保険料	15,595 千円	・総務費	△10,470 千円
・繰入金	△3,615 千円	・後期高齢者医療広域連合納付金	
・諸収入	△500 千円		22,301 千円
		・諸支出金	△351 千円
議案第 37 号	令和 3 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 △272,528 千円 (補正後 20,852,756 千円 - 補正前 21,125,284 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・介護保険料	△153,767 千円	・総務費	△24,352 千円
・国庫支出金	△132,303 千円	・要介護認定費	△11,392 千円
・支払基金交付金	△167,412 千円	・保険給付費	△540,463 千円
・府支出金	△83,295 千円	・地域支援事業費	△76,459 千円
・繰入金	△131,105 千円	・基金積立金	344,990 千円
・繰越金	387,831 千円	・諸支出金	35,148 千円
・諸収入	7,523 千円		

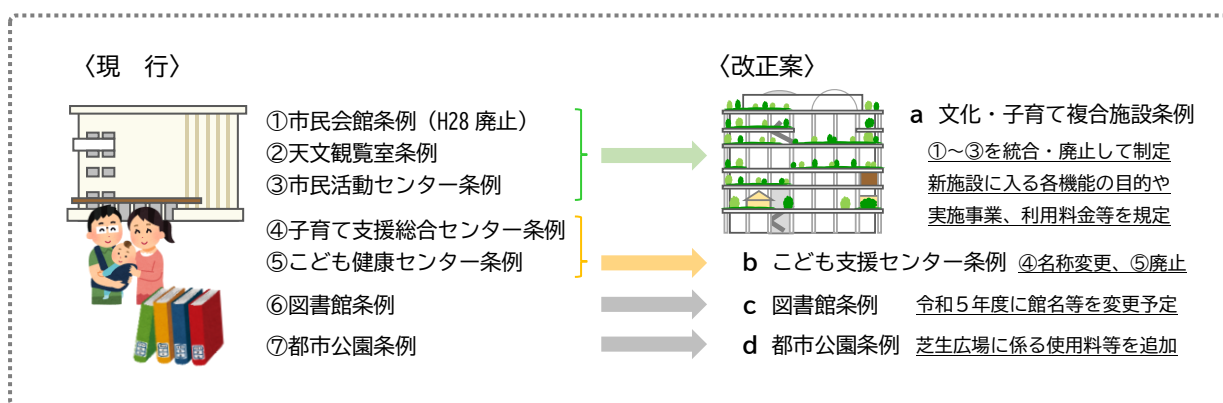
議案第 38 号	令和 3 年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
<p>○ 収益の収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 49,990 千円（補正後 7,143,711 千円－補正前 7,093,721 千円） ・ 支出 △47,674 千円（補正後 6,101,755 千円－補正前 6,149,429 千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △160,914 千円（補正後 2,032,755 千円－補正前 2,193,669 千円） ・ 支出 △148,543 千円（補正後 4,393,815 千円－補正前 4,542,358 千円） 	
議案第 39 号	令和 3 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
<p>○ 収益の収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 0 千円（補正後 5,955,986 千円－補正前 5,955,986 千円） ・ 支出 △42,860 千円（補正後 5,381,107 千円－補正前 5,423,967 千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △153,774 千円（補正後 967,677 千円－補正前 1,121,451 千円） ・ 支出 △130,118 千円（補正後 2,485,123 千円－補正前 2,615,241 千円） 	
議案第 40 号	令和 4 年度大阪府茨木市一般会計予算
<p>○ 予算総額 107,690,000 千円（対前年度比 6.4%増）</p> <p>前年度（当初）101,210,000 千円</p>	
議案第 41 号	令和 4 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
<p>○ 予算総額 4,989,322 千円（対前年度比 1.7%減）</p> <p>前年度（当初）5,073,946 千円</p>	

議案第 42 号	令和 4 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 26,694,534 千円 (対前年度比 1.5%減) 前年度 (当初) 27,102,306 千円	
議案第 43 号	令和 4 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 4,630,459 千円 (対前年度比 5.0%増) 前年度 (当初) 4,410,355 千円	
議案第 44 号	令和 4 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
○ 予算総額 21,845,412 千円 (対前年度比 3.4%増) 前年度 (当初) 21,125,284 千円	
議案第 45 号	令和 4 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
○ 予算総額 10,354,776 千円 (対前年度比 3.2%減) 前年度 (当初) 10,691,787 千円	

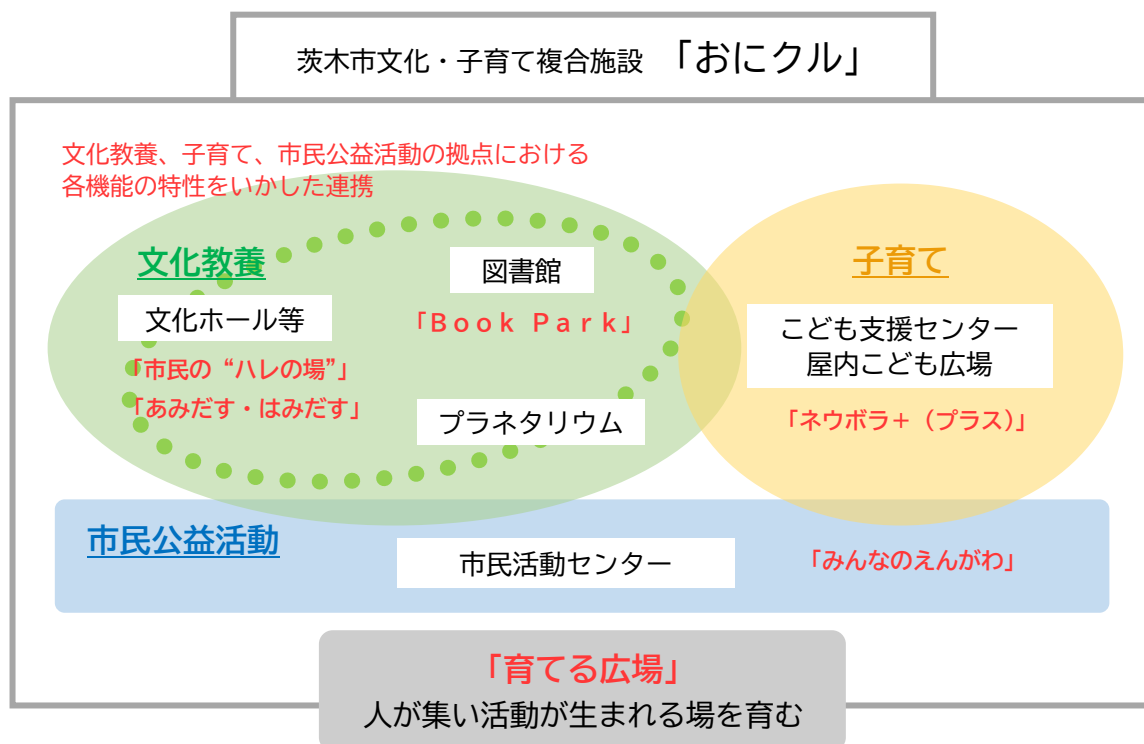
議案第 46 号	令和 4 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
○ 予算総額 8, 1 0 1, 5 9 0 千円 (対前年度比 0. 8 %増)	
前年度 (当初) 8, 0 3 9, 2 0 8 千円	

市民会館跡地エリアにおける新施設・広場に係る条例について

新施設や広場、施設内の各機能の運営を想定し、以下のとおり、新たな条例の制定及び既存の条例の改廃を行います。



《複合施設のイメージ》



市民一人ひとりが豊かさや幸せを感じられる暮らしの実現

《施設の利用料金》 各施設の利用料金は以下のとおりです。なお、高校生以下の団体や営利目的での利用等に対する減算、加算についても規定します。

7階 会議室
市民活動センター
プラネタリウム

施設名	利用区分・料金					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
プラネタリウム (場所貸し)	3,300円	4,400円	4,400円	7,700円	8,800円	12,100円

施設名	区分	料金/単位	
プラネタリウム	個人	一般	400円/1回・1人
		4歳～中学生	200円/1回・1人
	団体	一般	320円/1回・1人
		4歳～中学生	100円/1回・1人

施設名	料金/単位	施設名	料金/単位
コワーキングスペース		会議室 1	1,100円/1時間
フリースペース	100円/1時間	” 2	550円/1時間
パーソナルスペース	200円/1時間	” 3	330円/1時間
ミーティングスペース	300円/1時間	” 4	160円/1時間
ロッカー (小)	300円/1か月	和室	650円/1時間
” (大)	600円/1か月		
メールボックス	100円/1か月		

6階 図書館

5階 図書館
大ホール2階席

4階 大ホール1階席
ホワイエ

3階 大ホール舞台・楽屋
リハーサル室
多目的室 (音楽・ダンス)

施設名	利用区分・料金					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大ホール	51,600円	68,700円	68,700円	120,300円	137,400円	189,000円
大ホール (1階席のみ)	37,100円	49,600円	49,600円	86,700円	99,200円	136,300円

施設名	料金/単位	施設名	料金/単位
小楽屋 1 (多目的ホール用)	120円/1時間	多目的室 (音楽等 1)	410円/1時間
” 2 (多目的ホール用)	120円/1時間	” (音楽等 2)	430円/1時間
小楽屋 1 (大ホール用)	130円/1時間	” (ダンス等)	600円/1時間
” 2 (大ホール用)	130円/1時間	リハーサル室	1,260円/1時間
中楽屋 1	300円/1時間	音楽スタジオ 1	120円/1時間
” 2	300円/1時間	” 2	110円/1時間
大楽屋	670円/1時間	音響映像制作室・録音室	120円/1時間

- ・多目的ホールの料金には、多目的ホール用の小楽屋 1・2 いずれかの料金を含みます。
- ・大ホールの料金には、大ホール用の小楽屋 1・2、中楽屋 1・2、大楽屋のうちいずれか 1 室の料金を含みます。

2階 こども支援センター

M2階 一時保育室
施設管理事務室

1階 多目的ホール
屋内こども広場
カフェ・イベント広場
オープンギャラリー
調理実習室
駐輪場

施設名	料金/単位
多目的室 (子ども等 1)	240円/1時間
” (子ども等 2)	370円/1時間

事業名	区分	料金/単位
一時保育	3歳未満	200円/30分
	3歳以上	100円/30分

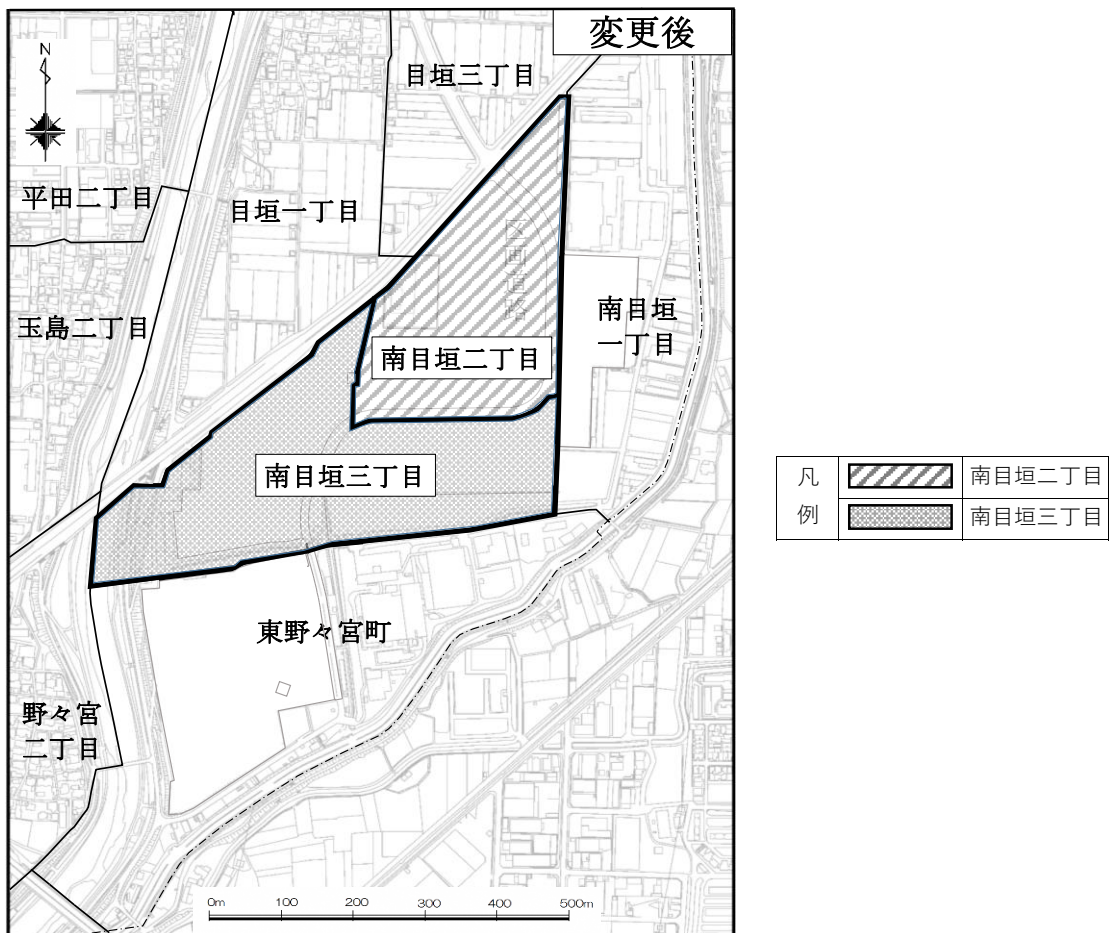
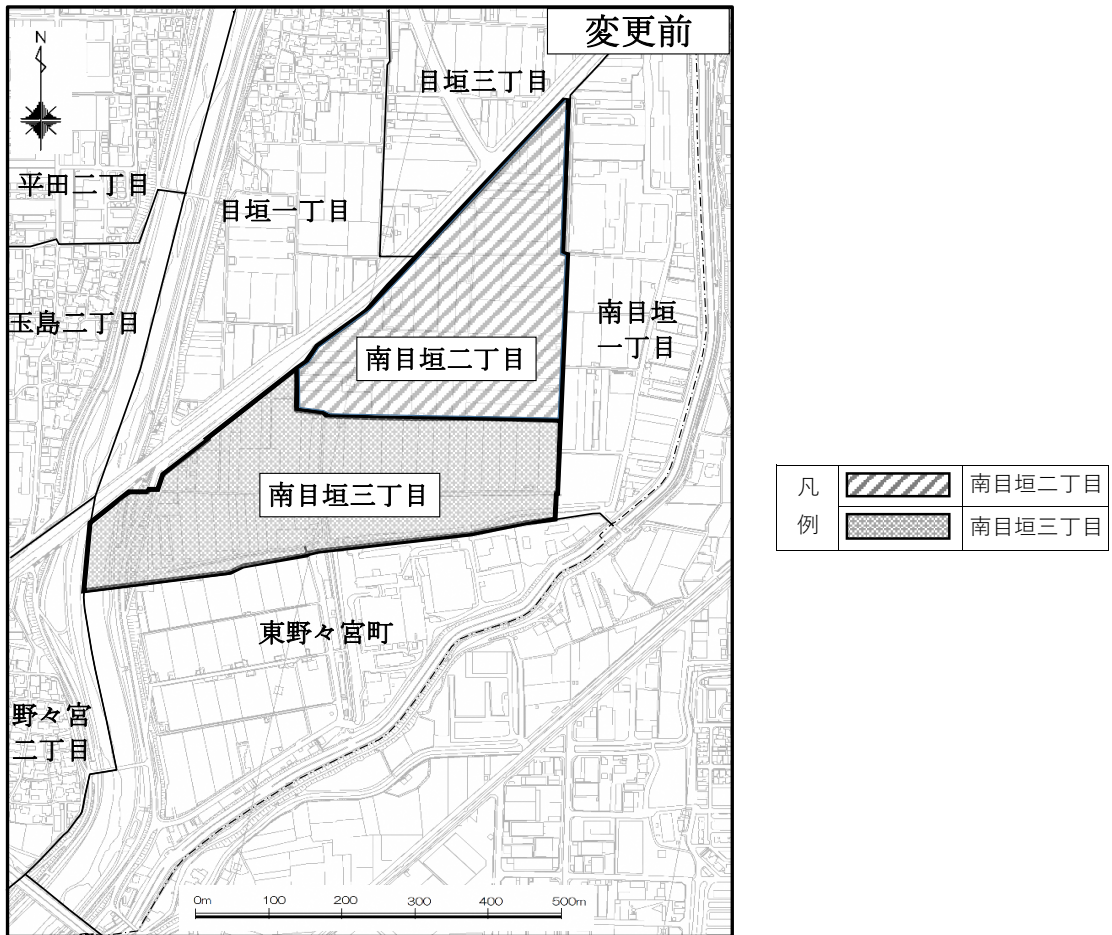
施設名	利用区分・料金					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
多目的ホール	13,800円	18,200円	18,200円	32,000円	36,400円	50,200円

施設名	区分	料金/単位	施設名	料金/単位	
こども広場	個人	児童	300円/1日・1人	調理実習室	540円/1時間
		保護者	100円/1日・1人	オープンスペース	250円 /1時間・1区画
	団体	児童	240円/1日・1人		
		保護者	80円/1日・1人		

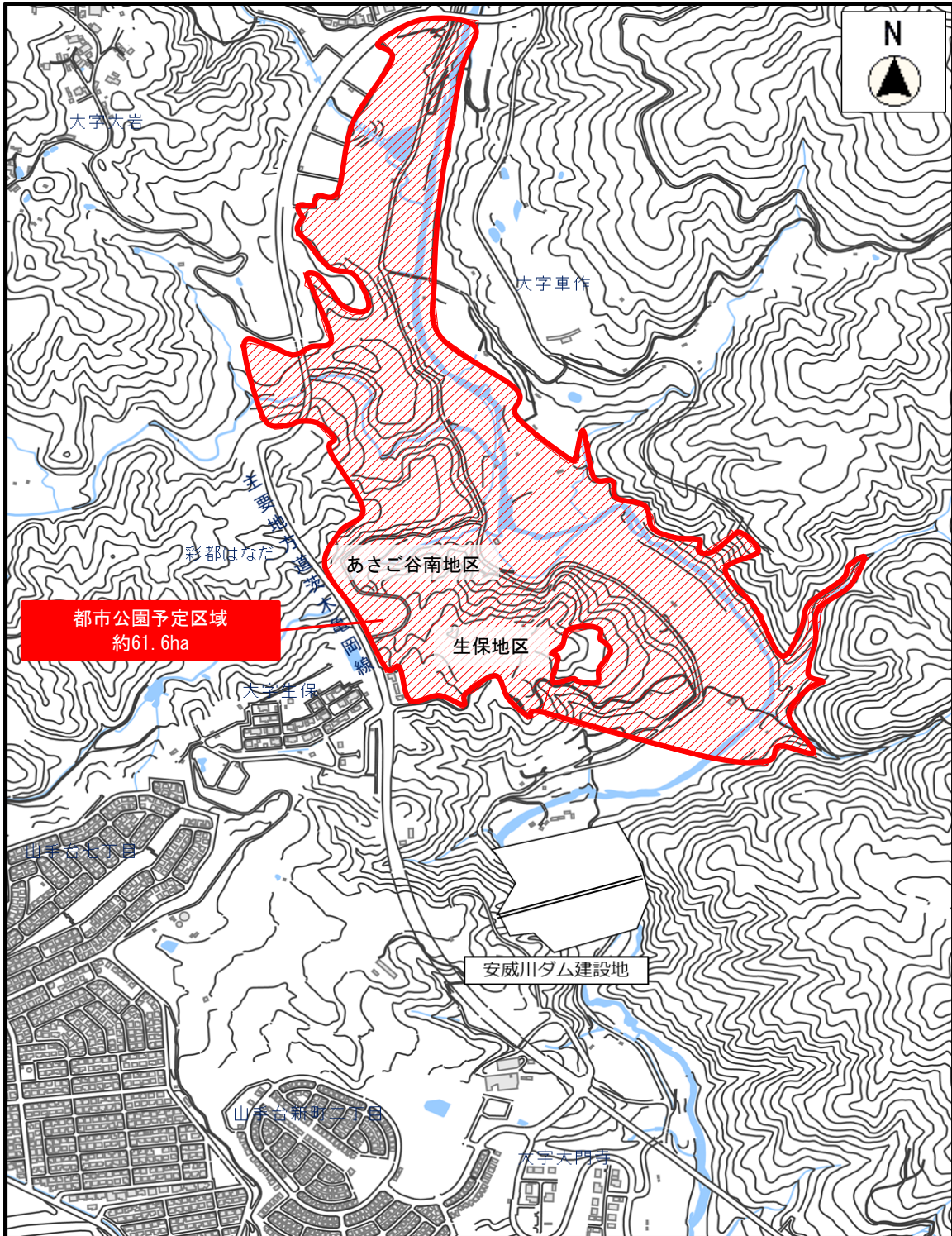
芝生広場

施設名	料金/単位	
芝生広場	平坦部	200円/1時間
	傾斜部	250円/1時間

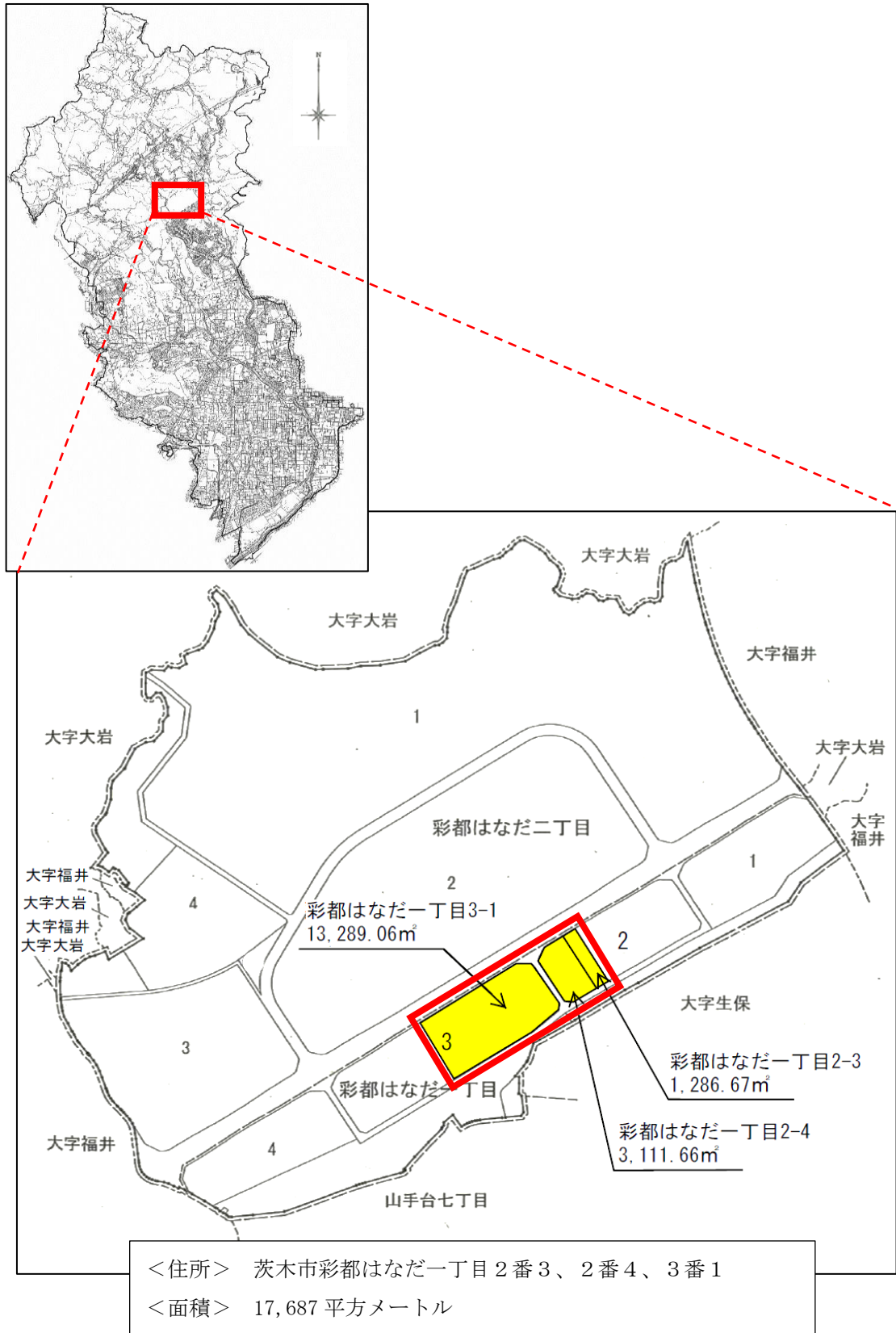
町の区域の変更



(仮称) 安威川ダム公園区域図



不動産（中学校給食センター整備・運営用地）取得 位置図



令和3年度一般会計補正予算(第11号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	1,360,000		1,360,000	市民税 1,241,508 (個人 278,988、法人 962,520)、 都市計画税 79,866、固定資産税 △27,282
2 地 方 譲 与 税	30,000		30,000	地方揮発油譲与税 1,519 自動車重量譲与税 28,363
3 利 子 割 交 付 金	△ 10,000		△ 10,000	
4 配 当 割 交 付 金	130,000		130,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	230,000		230,000	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	110,000		110,000	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	340,000		340,000	
8 ゴルフ場利用税金	10,000		10,000	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000		20,000	
10 地 方 特 例 交 付 金	49,280		49,280	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金
11 地 方 交 付 税	580,386		580,386	普通交付税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,000		2,000	
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,698	1,698		バスターミナル利用分担金
14 使 用 料 及 び 手 数 料	△ 86,923	△ 92,273	5,350	学童保育室利用料 △20,559 運動広場等使用料 △18,832
15 国 庫 支 出 金	362,454	362,454		都市構造再編集集中支援事業補助金 656,876 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △416,007
16 府 支 出 金	△ 87,728	△ 87,728		施設型給付費負担金 △90,340 児童手当等府負担金 △20,071
17 財 産 収 入	85,649	△ 425	86,074	不動産売払収入 85,493
18 寄 附 金	158,301	111,518	46,783	公共施設等総合管理基金寄附金 55,259 一般寄附金 46,783
19 繰 入 金	△ 1,514,397	△ 1,515,700	1,303	文化施設建設基金繰入金 △715,700 衛生処理施設整備等基金繰入金 △500,000
21 諸 収 入	107,499	△ 124,623	232,122	印紙売りさばき収入 △93,405
22 市 債	△ 1,837,300	△ 1,837,300		市民会館跡地エリア活用事業債 △1,038,500 運動広場等整備債 △315,800
補 正 額 A	40,919	△ 3,182,379	3,223,298	
補正前の予算額 B	115,006,023	52,966,468	62,039,555	
補正後の予算額 A + B	115,046,942	49,784,089	65,262,853	

補正予算（第11号）の内容について

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き進めるとともに、国の補正予算による補助金を活用した事業や公共施設の利用環境の早期改善等を図るための事業を実施する。

なお、財政健全化の取組みとして、基金の積立てや土地開発公社保有地の買戻しを行うほか、継続費補正や繰越明許費の設定、債務負担行為の限度額補正を行う。

2 主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ワクチン予防接種		131,000	131,000	
5歳以上の子どもへのワクチン接種に係る経費の増額 〔繰越明許費〕 【健康づくり課】	5歳以上の子どもへ新型コロナウイルスワクチンを接種するため、ワクチン配送等の接種事務に要する経費を増額する。 ＜追加対象者＞5～11歳以下の子ども 【財源：国 10,000】	10,000	10,000	
ワクチン接種に係る他市接種負担金等の増額 【健康づくり課】	新型コロナウイルスワクチンに係る大規模接種会場等での接種者数の増加に伴い、他市への接種負担金等を増額する。 【財源：国 121,000】	121,000	121,000	
保育士等の処遇改善		32,546	32,546	
保育士等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給 【保育幼稚園事業課】	新型コロナウイルス感染症及び少子化への対応を踏まえ、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を図るため、処遇改善臨時特例交付金を支給する。 ＜対象＞私立保育所、私立認定こども園、私立幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に勤務する職員 ＜補助額＞職員の賃金改善及び法定福利費等の事業主負担（在籍児童数に応じて積算） 【財源：国 31,529】	31,529	31,529	
放課後児童支援員等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給 【学童保育課】	新型コロナウイルス感染症及び少子化への対応を踏まえ、放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、処遇改善臨時特例交付金を支給する。 ＜対象＞民間の学童保育室 ＜補助額＞職員の賃金改善及び法定福利費等の事業主負担（従事者数に応じて積算） 【財源：国 1,017】	1,017	1,017	
指定管理者への支援		97,215		97,215
指定管理者への支援 【スポーツ推進課、医療政策課ほか】	施設消毒・衛生用品購入等の感染症対策に係る経費や利用料金収入の減収等について、指定管理者を支援する。	97,215		97,215

(2) 国の補正予算を活用する事業

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の充実		1,049,705	1,049,079	626
小中学校トイレの環境改善（洋式化等） 〔繰越明許費〕 【施設課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、学校施設の環境改善を図るため、老朽化した小中学校のトイレを改修（洋式化等）する。 工事（茨木小、三島小、大池小、沢池小、養精中、西中） 【財源：国 71,734、市債 295,900】	367,800	367,634	166
小中学校の外壁及び屋上防水改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、小中学校施設の長寿命化を推進するため、外壁改修及び屋上防水工事を行う。 工事（郡小、山手台小、南中） 【財源：国 67,325、市債 261,400】	329,000	328,725	275
小中学校外周塀の改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、安全・安心な教育環境の整備を図るため、ブロック塀等をフェンスに改修する。 工事（三島小、中津小、畑田小、白川小、北陵中） 【財源：国 73,292、市債 117,700】	191,100	190,992	108
公立幼稚園の認定こども園化 〔繰越明許費〕 【保育幼稚園総務課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、教育・保育の一体的提供を図るため、認定こども園化へ向けた給食室設置等の工事を行う。 工事（沢池幼稚園） 【財源：国 10,428、市債 151,300】	161,805	161,728	77
公共施設の設備改修		33,407	10,000	23,407
市民総合センター空調設備改修 〔繰越明許費〕 【文化振興課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、市民総合センターセンターホールの空調設備を改修する。 【財源：国 10,000】	33,407	10,000	23,407
橋梁の維持管理		16,000	16,000	
橋梁維持事業 〔繰越明許費〕 【道路課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、橋梁の維持補修工事を行う。 工事 【財源：国 11,000、市債 5,000】	16,000	16,000	
子育て世帯への支援		240,090	240,090	
ひとり親世帯等への子育て世帯臨時特別給付金の支給 〔繰越明許費〕 【こども政策課】	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、基準日以後の離婚等により臨時特別給付金を受給できていないひとり親世帯等に対し、給付金を支給する。また、児童手当受給世帯等に対する給付金について、申請者数の増に伴い増額する。 <対象>基準日以降の離婚等による養育者で、国の臨時特別給付金を受給していない者等 <支給額>児童1人あたり10万円 <支給>申請に基づき5月中旬 【財源：国 240,090】	240,090	240,090	

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
転出・転入手続きワンストップ化の推進		7,524	7,524	
転出・転入手続きのワンストップ化に向けた住基システムの改修 〔繰越明許費〕 【市民課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化を推進するため、住民基本台帳システムの改修を行う。 【財源：国 7,524】	7,524	7,524	

(3) 年度末までに不足する経費への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
生活保護費		159,376	61,962	97,414
生活保護費の増額 【生活福祉課】	被保護世帯の増加等に伴い、生活保護費を増額する。 【財源：国 61,962】	159,376	61,962	97,414
こども医療費		29,813		29,813
こども医療費の増額 【こども政策課】	受診率及び対象者の増加に伴い、こども医療費を増額する。	29,813		29,813
放課後等デイサービス等		28,406	20,595	7,811
障害児通所給付費等の増額 【子育て支援課】	サービス利用者等の増加に伴い、障害児通所給付費等を増額する。 【財源：国 13,730、府 6,865】	28,406	20,595	7,811
いばらき健康マイレージ		5,314		5,314
いばらき健活ポイントの増額 【健康づくり課】	サービス利用者の増加に伴い、いばらき健活ポイント付与に係る委託料を増額する。	5,314		5,314
企業立地奨励金		101,181		101,181
企業立地促進奨励金の増額 【商工労政課】	申請額の増加に伴い、企業立地促進奨励金を増額する。	101,181		101,181

(4) 公共施設の利用環境の早期改善

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の改修		207,150		207,150
小学校の屋上防水改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	施設の長寿命化を推進し劣化箇所の早期改善を図るため、耳原小学校校舎の屋上防水改修を行う。	22,220		22,220
中学校プールの改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修等を行う。 工事（太田中）、手数料	55,374		55,374
公民館エレベーター及び空調設備の改修 〔繰越明許費〕 【社会教育振興課】	利用環境の早期改善を図るため、公民館のエレベーター及び空調設備の改修を行う。 工事（郡山公民館）、修繕料	43,796		43,796
青少年野外活動センター森林整備の推進 〔繰越明許費〕 【社会教育振興課】	利用環境の早期改善を図るため、青少年野外活動センターにおけるテント等施設周辺の豪雨等による危険木を処理する。	16,995		16,995
保健医療センター空調設備改修 〔繰越明許費〕 【健康づくり課】	利用環境の早期改善を図るため、保健医療センターの空調設備を改修する。	15,070		15,070
自転車駐車場ラック及び定期発券機の改修 〔繰越明許費〕 【交通政策課】	利用環境の早期改善を図るため、J R 茨木駅等の自転車駐車場の駐輪ラック及び定期発券機を改修する。	53,695		53,695

(5) 将来に向けた財政健全化等の取組み

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
基金の充実		1,211,500	111,500	1,100,000
財政調整基金等の積立 【財政課、文化振興課、市街地新生課、財産活用課】	将来の財政負担等に備え、基金への積立てを行う。 ・ 財政調整基金 : 600,000 ・ 駅周辺再整備基金 : 200,000 ・ 文化施設建設基金 : 56,250 ・ 公共施設等総合管理基金 : 355,250 【財源：寄付金 111,500】	1,211,500	111,500	1,100,000
土地開発公社保有資産の買戻し		492,454	429,869	62,585
土地開発公社保有資産の買戻し 【道路課】	将来の財政負担等に備え、土地開発公社保有資産の買戻しを行う。 用地 ・ 宿久庄二丁目安威一丁目線 ・ 庄中央線 ・ 駅前太中線（第2工区） ・ 田中町西河原線 【財源：国 71,069、市債 358,800】	492,454	429,869	62,585

(6) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
庁舎営繕事業 【総務課】	契約確定に伴い年割額を変更する。 [期間] 令和3年度～令和4年度 【補正前】 [総額] 982,127 [年割額] (R3) 392,850 (R4) 589,277 【補正後】 [総額] 982,127 [年割額] (R3) 346,680 (R4) 635,447	—
西河原公園南グラウンド等整備事業 【スポーツ推進課】	契約確定に伴い年割額を変更する。 [期間] 令和3年度～令和4年度 【補正前】 [総額] 151,459 [年割額] (R3) 90,870 (R4) 60,589 【補正後】 [総額] 151,459 [年割額] (R3) 84,240 (R4) 67,219	—
環境衛生センター営繕事業 (基幹的設備改良工事) 【環境事業課】	事業の進捗状況を踏まえ、年割額を変更する。 [期間] 令和2年度～令和4年度 【補正前】 [総額] 9,564,940 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 4,595,745 (R4) 3,627,580 【補正後】 [総額] 9,564,940 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 3,953,630 (R4) 4,269,695	—
JR総持寺駅周辺整備事業(総持寺駅前線) (その2) 【道路課】	契約確定に伴い総額及び年割額を変更する。 [期間] 令和元年度～令和3年度 【補正前】 [総額] 650,000 [年割額] (R1) 237,320 (R2) 118,660 (R3) 294,020 【補正後】 [総額] 612,762 [年割額] (R1) 237,320 (R2) 118,660 (R3) 256,782	△ 37,238
橋梁新設改良事業 (あけぼの橋) 【道路課】	契約確定に伴い年割額を変更する。 [期間] 令和3年度～令和5年度 【補正前】 [総額] 570,000 [年割額] (R3) 228,000 (R4) 114,000 (R5) 228,000 【補正後】 [総額] 570,000 [年割額] (R3) 206,720 (R4) 103,360 (R5) 259,920	—
繰越明許費		
住民基本台帳システム改修事業 【市民課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,524
市民総合センター空調設備改修事業 【文化振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	33,407
西河原市民プール改修事業 【スポーツ推進課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	2,162
西河原公園南グラウンド等整備事業 【スポーツ推進課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	28,768

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
地域密着型介護施設整備補助事業 【長寿介護課】	事業者の工事計画の変更により、年度内に事業が完了しないため。	203,840
子育て世帯臨時特別給付金支給事業 【こども政策課】	給付事務に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	90,658
保健医療センター空調設備改修事業 【健康づくり課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	15,070
新型コロナウイルスワクチン予防接種事業 (その3) 【健康づくり課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	10,000
橋梁維持事業 【道路課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	33,000
空家活用支援補助事業 【居住政策課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	2,000
安威川ダム周辺整備事業 【北部整備推進課】	関係者との調整に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	60,180
自転車駐車場改修事業 (自転車ラック等改修) 【交通政策課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	53,695
小学校維持管理事業 (屋上防水改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	22,220
小学校営繕事業 (トイレ改修) 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	229,300
小学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修) 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	203,300
小学校営繕事業 (外周塀改修) 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	165,400
中学校営繕事業 (トイレ改修) 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	138,500

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
中学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修) 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	125,700
中学校営繕事業 (外周塀改修) 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	25,700
中学校維持補修事業 (プール改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	55,374
幼稚園営繕事業(沢池幼稚園改修) 【保育幼稚園総務課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	161,805
小学校区公民館改修事業(空調改修) 【社会教育振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,364
公民館営繕事業 (エレベーター改修) 【社会教育振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	36,432
青少年野外活動センター改修事業 【社会教育振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	16,995
債務負担行為		
市民会館跡地エリア整備事業 【市民会館跡地活用推進課】	労務単価の上昇やコロナ対応に係る設計変更等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [限度額] 15,280,000千円 ⇒ 15,800,000千円	520,000
市民活動センター指定管理料 【市民協働推進課】	新施設の開館時期を踏まえ、債務負担行為の期間及び限度額を変更する。 [期間] 平成30年～令和4年度 ⇒ 平成30年度～令和5年度 [限度額] 75,000千円 ⇒ 84,000千円	9,000
福祉文化会館・市民総合センター指定管理料 【文化振興課】	新施設の開館時期を踏まえ、債務負担行為の期間及び限度額を変更する。 ・福祉文化会館 [期間] 令和元年～令和4年度 ⇒ 令和元年度～令和6年度 [限度額] 900,000千円 ⇒ 970,000千円	70,000
保健医療センター及びこども健康センター指定管理料 【子育て支援課】	新施設の開館時期を踏まえ、債務負担行為の期間を変更する。 ・こども健康センター [期間] 令和元年～令和4年度 ⇒ 令和元年度～令和5年度	—

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
私立保育所等建設補助事業 【保育幼稚園総務課】	事業進捗の変更等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [限度額] 496,846千円 ⇒ 602,631千円	105,785
私立保育所等建設補助事業(その2) 【保育幼稚園総務課】	事業進捗の変更等を踏まえ、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期間] 令和4年度 [限度額] 47,998千円	47,998
安威川ダム周辺整備事業 【北部整備推進課】	事業進捗の変更等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [限度額] 745,000千円 ⇒ 775,000千円	30,000
安威川ダム周辺整備事業(モニタリング支援事業) 【北部整備推進課】	事業進捗の変更等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [限度額] 11,763千円 ⇒ 15,946千円	4,183

(7) 特別会計等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費
特別会計等		
財産区特別会計 (補正第1号) 【財産活用課】	大字太田財産区及び大字大岩財産区の売払等に伴う財産区交付金の増など [歳入] 財産収入 6,517 [歳出] 諸支出金 5,214 繰出金 1,303	6,517
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	一般被保険者療養給付等の増に伴う保険給付費の増など [歳入] 国庫支出金 72,148 府支出金 692,845 繰入金 △99,542 繰越金 25,812 [歳出] 総務費 △14,042 保険給付費 713,331 保健事業費 △20,286 諸支出金 12,260	691,263
後期高齢者医療事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 15,595 繰入金 △3,615 諸収入 △500 [歳出] 総務費 △10,470 後期高齢者医療広域連合納付金 22,301 諸支出金 △351	11,480

(単位：千円)

事業	内容等	事業費
介護保険事業 特別会計 (補正第1号) 【長寿介護課】	居宅介護サービス等の減に伴う保険給付費の減など [歳入] 介護保険料 △153,767 国庫支出金 △132,303 支払基金交付金 △167,412 府支出金 △83,295 繰入金 △131,105 繰越金 387,831 諸収入 7,523 [歳出] 総務費 △24,352 要介護認定費 △11,392 保険給付費 △540,463 地域支援事業費 △76,459 基金積立金 344,990 諸支出金 35,148	△272,528
下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課、下水道施設課】	【収益的収支】 過年度損益修正益の増、流域下水道管理費の減など (収入) 49,990 (支出) △47,674 【資本的収支】 企業債の減、公共下水道整備事業費の減など (収入) △160,914 (支出) △148,543	△196,217
水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】 職員給与費の減、委託料の減など (収入) 0 (支出) △42,860 【資本的収支】 工事負担金の減、委託料の減など (収入) △153,774 (支出) △130,118	△172,978